

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.5 (令和2年11月号)

令和2年11月12日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和2年10月30日 保医発1030第1号 (令和2年10月30日適用)
 - 令和2年10月30日 保医発1030第3号 (令和2年11月1日適用)
 - 令和2年11月11日 保医発1111第1号 (令和2年11月11日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2020_sinryo/index.html)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その36)」(令和2年10月13日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その37)」(令和2年10月16日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その38)」(令和2年10月20日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その39)」(令和2年10月23日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その40)」(令和2年10月27日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その41)」(令和2年11月10日医療課事務連絡)
- 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
418				<p>〔D001尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン(尿)の所定点数(105点)を準用する項目として追加〕</p> <p>(1) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合には、D001尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン(尿)の所定点数を準用して算定する。この場合、急性膵炎を疑う医学的根拠について、診療報酬明細書の摘要欄に記載する。■</p> <p style="text-align: right;">(令 2.10.30 保医発 1030 3)</p> <p>(2) 免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン2を測定する場合にあって、D007血液化学検査の「1」アミラーゼ、同区分「6」リパーゼ、同区分「14」アミラーゼアイソザイム、同区分「45」トリプシン又はD009腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ1を併せて実施した場合には、いずれか主たるもののみ算定する。■</p> <p style="text-align: right;">(令 2.10.30 保医発 1030 3)</p>
468				<p>〔D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数(1,800点)又は3回分を合算した点数(1,350点)を準用する項目として追加〕</p> <p>◇ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出(以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という。)を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、D023微生物核酸同定・定量検査の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
			<p>の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>なお、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施した場合、D023微生物核酸同定・定量検査「11」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2核酸検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）については、別に算定できない。</p>	<p>(令 2.11.11 保医発 1111 1)</p>
1006	—	上から3行目	<p>(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正; 令 2. 9. 30 保医発 0930 4) 【黄色網かけはWeb追補No. 4等にて改正済み】</p>	<p>(令 2. 3. 5 保医発 0305 9) (最終改正; 令 2. 10. 30 保医発 1030 1)</p>
1010	左	下から27行目	<p>ア 経皮的椎体形成術に用いた場合に算定する。</p>	<p>ア 脊椎用は、以下のいずれかの場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 経皮的椎体形成術に用いた場合 b 脊椎固定術においてセメント注入型の脊椎スクリューと併用した場合 c 骨折観血的手術においてセメント注入型の横止めスクリュー・大腿骨頸部型と併用した場合

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。